

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東浦町は、国民健康保険税関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いにより個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東浦町長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民健康保険税関係事務	
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、その他の国民健康保険に関する法律及び条令に基づき、国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行う。 1 国民健康保険被保険者資格の確認 2 納入通知書による国民健康保険税額の通知 3 国民健康保険に係わる証明書の発行 4 国民健康保険者台帳の照会 5 国民健康保険税の還付事務	
③システムの名称	1 国民健康保険税システム 2 課税原票管理システム 3 中間サーバー 4 統合宛名システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税課税情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表「24」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第16条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号。以下「主務省令」という。)第2条の表「48」 主務省令第50条 (情報提供) なし	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	総務部 税務課	
②所属長の役職名	税務課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場 総務部 総務課 電話番号 0562-83-3111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
	〒470-2192	

連絡先	愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場 総務部 税務課 電話番号 0562-83-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインや情報連携における注意事項等のマニュアルを遵守して事務を行っている。 複数人で確認を行い、上長による最終確認によりマイナンバーの紐づけを行っている。 特定個人情報を含む書類等は、施錠できる場所に保管している。 文書等の廃棄時は、複数人で確認の上、記録を残している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインや情報連携における注意事項等のマニュアルを遵守して事務を行っている。 複数人で確認を行い、上長による最終確認によりマイナンバーの紐づけを行っている。 特定個人情報を含む書類等は、施錠できる場所に保管している。 文書等の廃棄時は、複数人で確認の上、記録を残している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月15日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	東浦町は、国民健康保険税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に	東浦町は、国民健康保険税関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に	事後	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	1 関連情報	1 特定個人情報ファイルを取	1 特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に	事後	
平成28年1月15日	1 関連情報	1 関連情報	1 関連情報	事後	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	3 個人番号の利用	3 個人番号の利用	3 個人番号の利用	事後	
平成28年1月15日	1 関連情報	1 関連情報	1 関連情報	事後	
平成28年1月15日	4 情報ネットワークシステム	4 情報ネットワークシステム	4 情報ネットワークシステム	事後	
平成28年1月15日	1 関連情報	1 関連情報	1 関連情報	事後	
平成28年1月15日	5 評価実施機関における担	5 評価実施機関における担	5 評価実施機関における担	事後	
平成28年1月15日	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	事後	
平成28年1月15日	1 対象人数	1 対象人数	1 対象人数	事後	
平成28年1月15日	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	事後	
平成28年1月15日	2 取扱者数	2 取扱者数	2 取扱者数	事後	
平成29年7月5日	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	事後	
平成29年7月5日	1 対象人数	1 対象人数	1 対象人数	事後	
平成29年7月5日	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	事後	
平成29年7月5日	2 取扱者数	2 取扱者数	2 取扱者数	事後	
平成30年12月26日	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	事後	
平成30年12月26日	1 対象人数	1 対象人数	1 対象人数	事後	
平成30年12月26日	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	事後	
平成30年12月26日	2 取扱者数	2 取扱者数	2 取扱者数	事後	
平成30年12月26日	1 関連情報	1 関連情報	1 関連情報	事後	
平成30年12月26日	5 評価実施機関における担	5 評価実施機関における担	5 評価実施機関における担	事後	
平成30年12月26日	1 関連情報	1 関連情報	1 関連情報	事後	
平成30年12月26日	3 個人番号の利用	3 個人番号の利用	3 個人番号の利用	事後	
平成30年12月26日	1 関連情報	1 関連情報	1 関連情報	事後	
平成30年12月26日	4 情報ネットワークシステム	4 情報ネットワークシステム	4 情報ネットワークシステム	事後	
平成30年12月26日	1 関連情報	1 関連情報	1 関連情報	事後	
平成30年12月26日	8 特定個人情報ファイルの取	8 特定個人情報ファイルの取	8 特定個人情報ファイルの取	事後	
令和2年10月20日	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	事後	
令和2年10月20日	1 対象人数	1 対象人数	1 対象人数	事後	
令和2年10月20日	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	事後	
令和2年10月20日	2 取扱者数	2 取扱者数	2 取扱者数	事後	
令和3年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	事後	
令和3年10月14日	1 対象人数	1 対象人数	1 対象人数	事後	
令和3年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	事後	
令和3年10月14日	2 取扱者数	2 取扱者数	2 取扱者数	事後	
令和3年10月14日	1 関連情報	1 関連情報	1 関連情報	事後	
令和3年10月14日	4 情報ネットワークシステム	4 情報ネットワークシステム	4 情報ネットワークシステム	事後	
令和4年8月18日	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	事後	
令和4年8月18日	1 対象人数	1 対象人数	1 対象人数	事後	
令和4年8月18日	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	事後	
令和4年8月18日	2 取扱者数	2 取扱者数	2 取扱者数	事後	
令和4年12月8日	1 関連情報	1 関連情報	1 関連情報	事前	
令和5年10月30日	1 特定個人情報ファイルを取	1 特定個人情報ファイルを取	1 特定個人情報ファイルを取	事後	
令和5年10月30日	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	事後	
令和5年10月30日	1 対象人数	1 対象人数	1 対象人数	事後	
令和5年10月30日	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	事後	
令和5年10月30日	2 取扱者数	2 取扱者数	2 取扱者数	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報	I 関連情報	I 関連情報	事後	
令和7年3月31日	3 個人番号の利用	3 個人番号の利用	3 個人番号の利用	事後	
令和7年3月31日	法令上の根拠	法令上の根拠	法令上の根拠	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報	I 関連情報	I 関連情報	事後	
令和7年3月31日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	事後	
令和7年3月31日	②法令上の根拠	②法令上の根拠	②法令上の根拠	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	事後	
令和7年3月31日	1 対象人数	1 対象人数	1 対象人数	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	Ⅱ しきい値判断項目	事後	
令和7年3月31日	2 取扱者数	2 取扱者数	2 取扱者数	事後	